三　軽油のタンクの容量が二十八・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十九キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	

の

次に

愛知県のうち 春日井市	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	同時に給油することができる自動車の数が八以上

を、

愛知県のうち 稲沢市	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量三十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	同時に給油することができる自動車の数が十以上

の

次に

愛知県のうち 東海市 尾張旭市	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	同時に給油することができる自動車の数が八以上

を、

愛知県のうち 岩倉市	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	同時に給油することができる自動車の数が六以上

の

次に

愛知県のうち 豊明市 日進市	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	同時に給油することができる自動車の数が八以上

を、

愛知県のうち 弥富市	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十三・五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五十一キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十一・五キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	同時に給油することができる自動車の数が六以上

の

次に

愛知県のうち みよし市	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上	同時に給油することができる自動車の数が六以上